

2022年10月12日

旅館業法改正に反対する声明

一般社団法人日本自閉症協会
会長 市川 宏 伸

去る10月7日、旅館業法改正案が閣議決定されました。

改正案では、「宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したとき」は、営業者は宿泊を拒否できるとされています。

自閉症という障害がまだあまり知られていないころ、自閉症児者は、周囲から迷惑をかけるなど冷たい目線を送られ、いろいろな場所への入場を拒否されました。自閉症児者の親はできるだけ迷惑をかけないようにと気を使って生活をしてきました。その後理解が進み、状況は徐々に改善されてきましたが、障害者差別解消法が制定された今でも、障害特性を理解されずに、迷惑だとされトラブルになることは少なくありません。

昨年、厚生労働省の「旅館業法の見直しに係る検討会」から、当日本自閉症協会もヒアリングを受けました。その際、マスクの着用困難な自閉症児の宿泊や交通機関利用などについてのトラブルが多々あることを申し上げたところです。そのうえで、「正当な理由」の内容の解釈によって幅が生じることで宿泊や乗車を拒否される事象が生じやすいことを指摘いたしました。

自閉スペクトラム症を有する場合、その障害特性からマスクの着用の困難な者が少なくありません。また、大きな声を発出することもあります。その場合に、営業者が「他の利用客の迷惑になる」「過重な負担で対応困難」と判断することで、宿泊を拒否されるとすれば、それは、明らかに障害を理由とする差別的取り扱いにほかなりません。

宿泊を拒否する正当な理由があるかどうかは、客観的かつ個別具体的に判断されるべきです。過重な負担という営業者側の事情に立った基準で宿泊拒否が可能な規定を設けることは、旅行業者に対して「正当な理由」を与え、差別の基準を緩めるもので、障害を理由とする差別の解消を目的とする法律の趣旨・目的を明らかに逸脱しています。

なお、ガイドラインを制定し、事業者には差別防止研修義務を課すとのことですが、根本的に法律自体が差別的な取扱いを認めることは、障害者差別を生み出す温床となり、障害者差別を助長するおそれが高いことは否めません。

以上により、当協会といたしましては、今回の閣議決定について遺憾の意を表するとともに、宿泊拒否する範囲を拡大する旅館業法改正には強く反対いたします。